

設計業務名 三重大学（上浜）生物資源学部校舎（I期－2）改修設備設計業務

参加表明書及び技術提案書の提出に関する

説明書

国立大学法人三重大学施設部

令和8年1月20日

## 説明書

三重大学（上浜）生物資源学部校舎（I期－2）改修設備設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

### 記

1 公示日 令和8年1月20日

2 発注者 契約担当  
国立大学法人三重大学 学長 伊藤正明

3 調達期間番号 415 ◎所在地番号 24

4 品目分類番号 42

5 担当部局

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

三重大学施設部施設企画チーム総務担当

電話 059-231-9036

Mail [si-somu@ab.mie-u.ac.jp](mailto:si-somu@ab.mie-u.ac.jp)

6 業務概要

(1) 業務名 三重大学（上浜）生物資源学部校舎（I期－2）改修設備設計業務

(2) 業務内容 本業務は、バイオDX人材を輩出する研究拠点である本施設を、地域共創を目指す人材と知識が集う教育研究施設へ整備するものである。本事業は、施設全体（延べ面積 24, 780 m<sup>2</sup>）を8分割で改修する計画であり、本業務はその2期目にあたる。

(3) 履行期限 令和8年3月31日（火）

但し、財政法上の定めによる承認を得た場合は、令和8年7月31日（金）まで延長する予定である。

なお、設計図、数量書の履行期限は令和8年6月30日（火）とする。

(4) 業務の詳細説明 「設計業務委託現場説明書」及び「設計業務委託特記仕様書」のとおり

(5) その他

① 本業務は、参加表明書及び技術提案書の提出等を文部科学省電子入札システムホームページ (<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>) の電子入札システムにより、文部科学省電子入札システム利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

② 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

7 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

8 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設工事及び建設関連業務の受注資格を失う。

9 技術提案書の提出を求める者に要求される資格

次の（1）に掲げる条件を全て満たしている単体企業又は（2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

① 国立大学法人三重大学契約事務取扱細則第4条の規定に該当しない者であること。

② 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章

第32条で定める競争参加資格について、令和7・8年度設計・コンサルティング業務の「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。

- ③ 参加表明書の提出期間の最終日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④ 経営状況が健全であること。

⑤ 不正又は不誠実な行為がないこと。

不正又は不誠実な行為とは、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等において、契約の履行が不適切な状態が発生し、現に継続している事例をいう。

なお、「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1に記載する法人である。

- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人三重大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(イ) 「暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(ロ) 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

2) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

- ⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

- ⑧ 建築設備士の資格を有する管理技術者を当該業務に配置できること。~~なお、配置する管理技術者は、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）~~

## (2) 設計共同体

記9(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「三重大学（上浜）生物資源学部校舎（I期－2）改修設備設計業務」に係る設計共同体としての登録を行っていること。

### 1.0 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

#### (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェートは2／3】

資格及び経験、同種又は類似業務の実績

#### (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェートは1／3】

技術者数、技術力

## 1.1 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 担当予定技術者の能力【審査のウェートは2／10】

資格及び経験、同種又は類似業務の実績

(2) 業務の実施方針【審査のウェートは2／10】

業務内容の理解度・妥当性、大学との連携・業務に対する取組方針

(3) 課題についての提案【審査のウェートは5／10】

提案の的確性、提案の実現性

(4) 技術提案書の提出者的能力【審査のウェートは1／10】

技術者数、技術力

## 1.2 公示の写し 別紙なし

## 1.3 契約書作成の要否等 要

別紙1の「契約書（案）」により契約書を作成するものとする。

~~また、原則として、電子契約システム（https://○○○○）により契約を締結するものとする。なお、当該システムによる契約の締結が困難な場合は、発注者と別途協議する。~~

## 1.4 支払条件 業務委託料（前払金及び部分払い金を含む）は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。

## 1.5 参加表明書の提出期間、場所及び方法等

(1) 記9（1）②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は記9（2）に掲げる設計共同体としての登録を行っていない者（一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができるが、記18（2）①の提出期間の最終日において、当該資格を満たしていないなければならない。

(2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法等

- ① 提出期間 令和8年1月20日（火）から令和8年1月30日（金）（最終日は17時00分まで）  
② 提出場所 記5と同じ  
③ 提出方法 電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

④ 参加表明書及び技術資料の提出に当たっては、以下の点に留意すること。

(イ) ファイル形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word（2016形式以降で保存）
- ・ Microsoft Excel（2016形式以降で保存）
- ・ PDFファイル（Acrobat DC以降で保存）

(ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記（2）①の期間内に、上記5まで持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出すること。

持参、郵送又は電子メールで書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。

- ・持参、郵送又は電子メールとする旨
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の頁数
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する年月日

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

## 1.6 提出要請者の選定

(1) 参加表明者が、記9に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記15（2）①の提出期間の最終日を基準日として行う。

ただし、記9（2）に掲げる資格を満たしていない者であっても、記18（2）①の提出期間の最終日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。

- (2) 記9に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記10に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、電子入札システム（紙により提出した場合は書面）により令和8年2月6日（金）までに通知する。

#### 1.7 非選定理由に対する質問書の提出期間、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間 令和8年2月6日（金）から令和8年2月17日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所 記5と同じ
- ③ 提出方法 書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着）により提出するものとする。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
- ① 回答期限 (2) ①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
- ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

#### 1.8 技術提案書の提出期間、場所及び方法等

- (1) 記16（3）の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期間、場所及び方法等
- ① 提出期間 選定の結果の通知日から令和8年2月18日（水）（最終日は17時00分まで）
- ② 提出場所 記5と同じ
- ③ 提出方法 電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。
- ④ 技術提案書及び技術資料の提出に当たっては、以下の点に留意すること。
- (イ) ファイル形式は以下によること。
- ・ Microsoft Word (2016形式以降で保存)
  - ・ Microsoft Excel (2016形式以降で保存)
  - ・ PDFファイル (Acrobat DC以降で保存)
- (ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。
- 提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記①の期間内に、上記5まで持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出すること。
- 持参、郵送又は電子メールで書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。
- ・持参、郵送又は電子メールとする旨
  - ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の目録
  - ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の頁数
  - ・持参、郵送又は電子メールにより提出する年月日
- なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。
- (3) 提出期間の最終日までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

#### 1.9 ヒアリング

- (1) 技術提案書の特定に当たっては、以下のとおりヒアリングを実施する。
- ① 実施予定日 令和〇年〇月〇日 (〇)

~~②出席者 管理技術者及び主要な担当主任技術者2名の計3名とする。~~  
~~(2)ヒアリングの場所、時間及び留意事項については、別途通知する。~~

## 2.0 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、記9に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記18(2)①の提出期間の最終日を基準日として行う。
- (2) 記9に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記11に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。  
なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として特定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、電子入札システム（紙により提出した場合は書面）により令和8年2月27日（金）までに通知する。

## 2.1 非特定理由に対する質問書の提出期間、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間 令和8年3月10日（火）17時00分まで。ただし、「休日」は受け付けない。
- ② 提出場所 記5と同じ
- ③ 提出方法 持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）により提出するものとする。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
- ① 回答期限 (2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
- ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

## 2.2 説明書に対する質問書の提出期間、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。
- (2) 質問書の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間 令和8年1月21日（水）から令和8年2月9日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日の9時00分から17時00分まで（最終日は12時00分まで）。
- ② 提出場所 記5と同じ
- ③ 提出方法 持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は電子メール（電話により着信を確認すること。）により提出するものとする。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
- ① 回答期限 令和8年2月12日（木）
- ② 回答方法 質問回答書を電子メール又は書面により送付する。

## 2.4 既存施設の見学

既存施設の見学を次の要領で行う。

- (1) 見学対象者 提出要請者のうち既存施設の見学を希望する当該建設コンサルタント等に所属する者
- (2) 見学日時 発注者が指定する日時
- (3) 見学場所 ○○○○○○○○（住所）（□□□□□□□□□□□□□□）（建物名称）  
その他 見学を希望する者は①の期間内に②まで連絡すること。なお、施設の利用状況により見学の日時は、調整することがある。
- ① 期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の〇時〇分から〇時〇分まで（ただし、最終日の〇月〇日は、〇時〇分まで）。
- ② 連絡先 記5と同じ

## 2.5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付  
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の

締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 参加表明書又は技術提案書の無効等

- ① 同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
- ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
- ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
  - (イ) 別添の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないものの。
    - (ロ) 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
    - (ハ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
    - (ニ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
    - (ホ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 記 5 に同じ

(8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。

なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。

(9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。

ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、参加表明者及び技術提案者と協議の上、公表することがある。

(10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(11) 参加表明書及び技術提案書の提出期間以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。

なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。

(12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。

(13) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。

(14) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、上記 17 (3) 又は 21 (3) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により発注者に対して、再苦情を申し立てることができる。当該再苦情申立てについては東海国立大学機構入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、記 5 に同じ。

(16) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。

別表 1

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	公立学校共済組合
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	文部科学省共済組合
日本私立学校振興・共済事業団	
放送大学学園	

## 設 計 業 務 委 託 契 約 書 (案)

設計業務名 三重大学（上浜）生物資源学部校舎（I期－2）改修設備設計業務

業務委託料 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

発注者 国立大学法人三重大学 学長 伊藤正明 と受注者 ○〇〇株式会社 代表取締役 ○○○  
○○との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計仕様書に基づいて、業務を完了する。

第2条 業務は、受注者の所在地等において実施する。

第3条 業務の着手時期は、令和 年 月 日とする。

第4条 業務の完了期限は、令和8年3月31日とする。

第5条 契約保証金は、金〇〇〇, 〇〇〇円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。

第7条 完成通知書は、三重大学施設部施設管理チームに送付するものとする。

第8条 業務委託料の請求書は、三重大学施設部施設企画チームに送付するものとする。

第9条 業務委託料については、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日がその月の15日以前であるときは受理した月の月末に、受理した日がその月の16日以降であるときは翌月の月末に行うものとする。

第10条 別記の設計業務委託契約要項第34第6項、第50条第1項及び第52条第2項の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第11条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 三重県津市栗真町屋町1577  
国立大学法人三重大学  
学長 伊藤正明 ㊞

受注者 【住所】  
【法人等名】  
【代表者等氏名】 ㊞